

2025 年度

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び担当役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、車内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に耳を傾けるなど、現場の状況を理解しつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 弊社は、輸送の安全に関しての計画・実行・確認・改善を実施し、安全対策を常に見直し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (3) 弊社は、「輸送の安全確保」を推進するために基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、安全・安心な輸送を確立しお客様に最上のサービスを提供できるよう取り組む所存であります。

【安全方針】

*輸送の安全はわが社の最大の使命

*安全は最大の顧客サービス

2. 社内への周知方法

- (1) 社内、営業所内へ掲示する。
- (2) 点呼の際に唱和する。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守すること
- (2) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (3) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

4. 輸送の安全に関する目標及び計画

(1) 安全方針に基づく目標

- * 今年度人身事故をゼロに！
- * 酒気帯び運転、速度超過の撲滅！
- * 乗務員全員が SD カードの取得！

(2) 目標達成のための計画

- * 適正診断を計画的に実施、結果に対する指導を徹底
- * 対面点呼の徹底とアルコールチェッカーの完全実施
- * 日常点検の徹底と管理者の立ち会い
- * ヒヤリ・ハット情報の報告会を計画

(3) 輸送の安全に関する計画

①安全運動

- ・春の全国交通安全運動
- ・夏の交通安全県民運動
- ・秋の全国交通安全運動
- ・年末の交通安全運動
- ・年末年始の輸送の安全総点検
- ・歩行者ファースト運動（通年）

②輸送の安全確保に関する重点施策

- ・安全方針の周知
- ・社長、安全統括管理者による巡回
- ・社長、安全統括管理者による点呼立ち会い
- ・厳正な点呼の実施
- ・飲酒運転撲滅の継続的な取り組み

- (4) 輸送の安全に関する主な教育及び研修計画
 - ・運行管理者に対する研修
 - ・整備管理者に対する研修
 - ・運転者に対する教育および研修
 - (5) 輸送の安全に関する情報交換方法
 - ・社長、役員、安全統括管理者、運転者が参加し定期的に輸送の安全に関する意見交換およびヒヤリ・ハットの報告会の開催
 - ・ヒヤリ・ハット等の情報を社内、営業所へ掲示する。
 - (6) 安全に関する反省事項
 - ・内部チェックを少なくとも年1回は実施し、問題点等の結果は後日、営業所内へ掲示する。
 - (7) 反省事項に関する改善方法
 - ・内部チェックにより把握した問題点の改善方法を後日、営業所内へ掲示する。
5. 2024年度の輸送の安全に関する安全方針
- *輸送の安全はわが社の最大の使命
 - *安全は最大の顧客サービス
6. 2024年度の輸送の安全に関する目標の達成状況
- (1) 今年度、人身事故を0に！
結果「0件」・・・目標達成
 - (2) 酒気帯び運転、速度超過の撲滅！
結果「0件」・・・目標達成
 - (3) 乗務員全員がSDカードの取得！
結果「全員取得」・・・目標達成
 - (4) 事故に関する情報
事故発生状況 ⇒ 「1件」(物損事故)
(貸切1件／貨物0件)

7. 事故に関する統計

【貸切】

有責事故1件／他責事故0件

人身事故0件／車内人身事故0件／物損事故1件／車両故障事故0件

重大事故0件／軽微事故0件

【貨物】

有責事故0件／他責事故0件

人身事故0件／物損事故0件

重大事故0件／軽微事故0件

8. 2024年度の輸送の安全に関する主な取り組みと実施内容

①安全運動

- ・春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）
- ・夏の交通安全運動（7月11日～7月20日）
- ・秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）
- ・年末の交通安全運動（12月11日～12月20日）
- ・年末年始の輸送の安全総点検（12月10日～1月10日）

②輸送の安全確保に関する重点施策

- ・安全方針の周知（適宜）
- ・社長、安全統括管理者による巡回（毎月1回）
- ・社長、安全統括管理者による点呼立ち会い（毎月1回）
- ・厳正な点呼の実施（通年）
- ・飲酒運転撲滅の継続的な取り組み（通年）

③輸送の安全に関する内部監査結果

2025年3月に運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、社長、安全統括管理者が各種帳票を点検し、運輸安全管理体制について適正に実施されていることを確認しました。

9. 初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」について

弊社では、法律で定められている初任運転者に対する20時間以上の実技指導について、次の通り実施しております。

（1）実施時期

入社後、経験・適正に応じて各種車両を用いた、最低20時間以上の実技指導。

（2）車種区分

マイクロバス・中型貸切バス・大型貸切バス

（3）教育担当者

実務経験10～15年以上の指導運転者

（4）指導の具体的な内容

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- ⑥ 適性診断（初任者診断）の診断結果についての指導
- ⑦ 健康診断の受診結果に基づいた健康管理について
- ⑧ 「就業規則」「乗務員服務規程」、各種規定について

（5）実施のルート

- ① 秋田市内の各種学校及び施設等を回るルート
- ② 上り坂、下り坂での適切な走行及びブレーキ操作
- ③ 秋田市外の主要な施設、観光地を回るルート
- ④ 高速道路を利用しての走行
- ⑤ 幅員の狭い道路での走行
- ⑥ 実践を想定したルート走行
- ⑦ 冬期間においては雪道での走行
- ⑧

いずれのルートにおいても、マイクロバス→中型→大型と段階を踏んで実施をする。
経験や適正に応じて、車種区分ごとに20時間以上の実技を行う。

10. 安全統括管理者に係わる情報

代表取締役専務 工藤 知彦 2013年12月17日より

11. 安全管理規程は【別紙1】のとおりです。

12. 安全管理体制図は【別紙2】のとおりです。

2025年 4月 1日
株式会社 工藤興業 本社営業所
代表取締役 工藤文彦